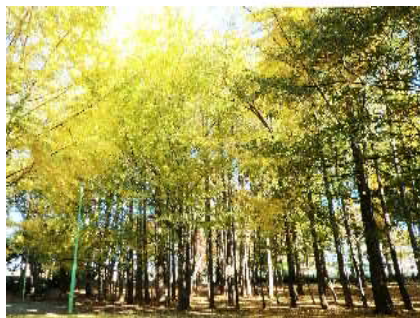


練馬区 みどりの活動団体 登録制度の手引き



練馬区 みどり推進課
〔令和6年（2024年）2月版〕



1 みどりの活動団体登録制度



練馬区では、公園などの公共のみどりは増加している一方、農地や樹林地、住宅地など私有地のみどりは減少傾向にあります。練馬のみどりを未来につなぐために、みどりを守り育てる活動をしている団体と、活動への参加を希望する方を結ぶ『みどりの活動団体登録制度』が令和2年度から始まりました。

区民の皆さんと区が協働してみどりを守り育てる「みどりのムーブメント」の輪を広げていきましょう！

登録団体のメリット

- ・活動に必要な物品の貸与が受けられます。
- ・ボランティア活動を希望する方に、団体情報を紹介します。
(窓口での閲覧のほか、区立施設での配布や区ホームページで紹介)
- ・登録団体が行う広報活動をサポートします(チラシ設置 区役所1階、ポスター掲示 区役所18階、ぴいちゃん Twitterで活動情報を発信)
- ・令和3年5月から「四季の香ローズガーデン(光が丘5)」の講習室を先行して利用申込できます。また、「みどりの活動団体 普及啓発コーナー」の掲示板やパンフレットスタンドを利用して団体の情報を発信することができます。
- ・区のみどりに関する情報(説明会・イベント等)が届きます。

2 団体登録の要件



以下の項目のすべてに該当する団体が登録できます。

区内で活動している。

団体の組織および活動のための会則を有している。

構成員の5割以上が区内在住または在勤・在学である。

団体の代表者が区内在住または在勤・在学の18歳以上である。

計画的かつ継続的にみどりを守り育てる活動をしている。

または、みどりを守り育てる活動に関する計画を有している。

活動場所の区立施設もしくは第三者が管理する施設の管理者から、活動の同意または許可を受けている。

団体の活動についての情報を、広く区民に公開できる。

公序良俗に反する団体でない。

3 活動場所・活動内容



活動場所...【公有地】公園や緑地、憩いの森、学校など

【民有地】屋敷林（個人所有）や町会会館・事業所内の花壇など

活動内容...区内で実施するみどりを守り育てる活動全般が対象です。

活動例

公園や憩いの森、児童遊園などの植栽管理や清掃活動

公園や緑地、駅構内などの花壇管理

樹名板の取り付け

植生調査、植物観察会などの環境学習

樹木の植栽活動

4 登録方法



いずれかの方法で登録申請をしてください。

(1) 窓口・郵送で提出する場合

以下 ~ を担当窓口（手引き裏面に記載）へ提出または郵送してください。

練馬区みどりの活動団体登録申請書（P5、記載例はP4参照）

団体の会則（様式自由、参考様式はP7参照）

会員名簿（様式自由）

前年度の活動報告書または今年度の活動計画書（様式自由）

(2) オンライン申請の場合

下記 URL または右の二次元コード
からサイトにアクセスし、申請してください。

<https://logoform.jp/form/G2rU/460203>

二次元コードはこちら



登録団体の有効期間は最大2年間です。

引き続き登録を希望する場合は、更新手続きが必要です。

申請書のダウンロード

上記書類は区ホームページからダウンロードできます。

で検索してください。



5 登録の決定



申請書を審査した上で、登録を決定します。登録された団体の代表者に「みどりの活動団体登録通知書」と「みどりの活動団体登録証」を郵送します。

注意事項

- ・当該登録制度は、登録団体やその活動を区が保証するものではありません。
- ・登録内容に変更があった場合は、みどり推進課へ変更の届け出（P6 参照）を提出してください。
- ・登録団体としてのモラルを守るよう努めてください。

6 みどりの活動団体登録申請書【記載例】



s 第 1 号様式 (第 3 条関係)

令和 4 年 4 月 1 日

練馬区長 殿

団体名 **みどりのムーブメントの会**

団体代表者住所 **練馬区豊玉北 6 -12- 1**

氏名 **練馬 花恵**

電話番号 **03-0000-0000**

練馬区みどりの活動団体登録申請書

練馬区みどりの活動団体登録要綱第 3 条に基づき、必要書類を添付のうえ下記のとおり団体の申請をします。

また、当団体は申請の要件を満たしており、下記の内容について、区民への閲覧、区ホームページおよび印刷物への掲載に同意します。

記

1	ふりがな 団体の名称	みどりのむーぶめんとのかい みどりのムーブメントの会
2	ふりがな 代表者氏名	ねりま はなえ 練馬 花恵 <input checked="" type="checkbox"/> 18 歳以上
3	連絡先氏名	同上
4	連絡先電話番号	03-0000-0000
5	電子メールアドレス	midori-move@〇〇〇〇.〇〇.〇〇
6	ホームページアドレス	無・ <input checked="" type="radio"/> (http://〇〇〇〇.〇〇/〇〇)
7	活動内容	花壇の維持管理、植物観察会、清掃活動
8	活動日、活動時間	毎月 第 1、第 3 土曜 9 : 30 ~ 11 : 30
9	主な活動場所	〇〇公園 (豊玉南〇-〇-〇)
10	会 員 数	31 名 (令和 2 年 4 月現在)
11	会員の募集	<input checked="" type="radio"/> 募集中 <input type="radio"/> 募集していない
12	会員資格要件	原則として月 1 回以上参加できる方
13	会 費	1,000 円 / 月・ <input checked="" type="radio"/> (入会金 なし 円)
14	入会希望者へのメッセージ	和気あいあいとした雰囲気楽しく花壇管理をしています。 一緒に楽しく練馬のみどりを育てましょう。

注 1 練馬区みどりの活動団体登録申請書の記載内容は、区民への閲覧に供します。また、連絡先電話番号および電子メールアドレスを除き、記載内容を区ホームページおよび印刷物に掲載します。

注 2 団体代表者宛に、活動団体相互の交流会および研修会等開催の案内を送付する場合があります。

注 3 4、5 については片方みの記載でも可

注 4 団体の会則、会員名簿 (住所記載あり)、前期の活動報告書または今期の活動計画書を添付してください。これらは公開しません。

練馬区長 殿

団体名

団体代表者住所

氏名

電話番号

練馬区みどりの活動団体登録申請書

練馬区みどりの活動団体登録要綱第3条に基づき、必要書類を添付のうえ下記のとおり団体の申請をします。

また、当団体は申請の要件を満たしており、下記の内容について、区民への閲覧、区ホームページおよび印刷物への掲載に同意します。

記

1	ふりがな	
	団体の名称	
2	ふりがな	
	代表者氏名	<input type="checkbox"/> 18歳以上
3	連絡先氏名	
4	連絡先電話番号	
5	電子メールアドレス	
6	ホームページアドレス	無・有 (http://)
7	活動内容	
8	活動日、活動時間	
9	主な活動場所	
10	会 員 数	名 (年 月現在)
11	会員の募集	募集中 募集していない
12	会員資格要件	
13	会 費	円/月・年 (入会金 円)
14	入会希望者へのメッセージ	

注1 練馬区みどりの活動団体登録申請書の記載内容は、区民への閲覧に供します。また、連絡先電話番号および電子メールアドレスを除き、記載内容を区ホームページおよび印刷物に掲載します。

注2 団体代表者宛に、活動団体相互の交流会および研修会等開催の案内を送付する場合があります。

注3 4、5については片方だけの記載でも可

注4 団体の会則、会員名簿（住所記載あり）、前期の活動報告書または今期の活動計画書を添付してください。これらは公開しません。

練馬区長 殿

団体名
団体代表者住所
氏名
電話番号

練馬区みどりの活動団体登録事項変更届

練馬区みどりの活動団体登録要綱第3条に基づく登録事項について、下記のとおり変更があったので届け出ます。

記

変更内容(該当に○をしてください。)			
1 団体の名称	2 代表者名	3 連絡先氏名	
4 連絡先電話番号	5 電子メールアドレス	6 ホームページアドレス	
7 活動内容	8 活動日、活動時間	9 主な活動場所	
10 会員数	11 会員の募集	12 会員資格要件	13 会費
14 入会希望者へのメッセージ	15 団体の会則	16 会員名簿(住所記載あり)	
変更前	変更が複数ある場合は、変更内容の番号を書いてください。		
変更後 *団体の名称、代表者名にはふりがなをお願いします。	団体の会則・会員名簿については最新のを添付してください。		

7 会則の例



〇〇〇〇会 会則【例】

(名称・所在地)

第1条 本会は〔 会〕と称し、事務局を練馬区〇〇町〇丁目〇番〇号に置く。

(目的)

第2条 本会は〔 場所 〕を活動の本拠地とし、〔 活動内容 〕等を通じて地域のみどりを守り育てることを目的とする。

(活動場所および時間帯)

第3条 本会は、年間活動計画に定める活動日時に活動を行うものとする。

(活動内容)

第4条 本会は前条の目的を達成するために、別に定める計画に基づき活動を行う。

月2回の〇〇公園の花壇管理活動

年1回のイベント活動

その他前条の目的を達成するために必要な活動

(会員の権利と義務)

第5条 会員は〔 会〕の活動に自由に参加できる権利を有し、会費を納入する義務を有する。

(入会の資格)

第6条 本会に入会できる者は、会の目的に賛同し活動できる者とする。

(代表者とその権限)

第7条 代表者は〇〇〇〇会を代表し、会務を統括する。

(役員・会計監査)

第8条 本会につきの役員および会計監査を置く。

代表 副代表〇名 会計〇名 会計監査〇名

(役員・会計監査の選出と任期)

第9条 役員および会計監査は、会員の中からの互選により、任期は〇年とする。ただし、再任を妨げない。

(総会・役員会)

第10条 本会は年〇会の総会および必要に応じて臨時総会を開催し、つぎの事項について審議する。総会は、会員の過半数の出席を必要とする。審議は、出席者の過半数の賛成によって決定する。

事業計画 予算・決算 会則改正 その他必要事項

2 役員会は必要に応じて開催し、会の運営について協議する。

(会費等)

第11条 本会の必要経費は、会費その他の収入によって賄う。

入会金 〇〇〇円 会費 月〇〇〇円

(会計年度)

第12条 本会の会計年度は、毎年〇〇月〇〇日より〇〇月〇〇日までとする。

(会計報告)

第13条 本会の会計報告は、毎年〇〇月に行う。

〔付則〕 この会則は、〇〇年〇〇月〇〇日より施行する。

8 支援の申し込みについて



活動に必要な物品の貸与や広報物掲示、活動情報掲載の支援を希望する場合は、以下～を担当窓口（手引き裏面に記載）へ提出または郵送してください。

練馬区みどりの活動団体支援申込書（P9参照）

ポスター、チラシ等（広報物掲示の場合）

物品の貸出期間および広報物掲示期間は14日以内です。

ただし、必要と認めるときは、最長1か月まで延長が可能です。

貸出物品一覧

	物品名	規格	数量
1	充電式草刈機(バッテリー1個付)	マキタ MUR191UDRG	1
2	充電式ヘッジトリマ(バッテリー1個付)	マキタ MUH500DRG	1
3	充電式レシプロソー	マキタ JR188DZ	1
4	リチウムイオンバッテリー(上記3機種共通)	マキタ BL1860B	1
5	リチウムイオンバッテリー	アイリスオーヤマ DBL1820	2
6	草刈機用簡易メッシュプロテクター		3
7	スコップ	大	6
8	スコップ	小	6
9	移植ごて		10
10	クワ		1
11	フォーク		3
12	掛矢		1
13	三角コーン		6
14	安全バー		9
15	防振手袋		1
16	のぼり旗(3mポール付)	0.6×1.8m	100
17	テント	3×3m	1
18	テント	2.2×2.2m	2
19	イス	折り畳み式	30
20	長机	折り畳み式	4
21	ベルトパーテーション		28
22	ラミネーター A3対応	アイリスオーヤマ LFA341D	1

練馬区長 殿

団体名
 団体代表者住所
 氏名
 電話番号

練馬区みどりの活動団体支援申込書

練馬区みどりの活動団体登録要綱第11条に基づき、下記のとおり支援を申し込みます。

記

○物品貸与

借用品名		数量	
借用期間	年 月 日 ()	～	年 月 日 ()

○広報物掲示

広報物種類	<input type="checkbox"/> ポスター <input type="checkbox"/> チラシ <input type="checkbox"/> 冊子 <input type="checkbox"/> その他 ()	サイズ	
タイトル		部数	
掲示場所 (複数選択可)	本庁舎 (<input type="checkbox"/> 1F水槽横 <input type="checkbox"/> 18F掲示板) <input type="checkbox"/> 牧野記念庭園 <input type="checkbox"/> 四季の香ローズガーデン		
掲示方法	<input type="checkbox"/> 掲示 <input type="checkbox"/> 設置 <input type="checkbox"/> 閲覧		
掲示期間	年 月 日 ()	～	年 月 日 ()
返却希望	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無		

○活動情報掲載

掲載先	<input type="checkbox"/> 区ホームページ <input type="checkbox"/> びいちゃんTwitter <input type="checkbox"/> その他 ()		
掲載希望日	年 月 日	掲載終了日 <small>※ホームページの場合</small>	年 月 日
掲載内容	※Twitterは140文字以内。別紙可。		

※物品の貸出期間および広報物掲示期間は14日以内。最長1か月まで延長可。



練馬みどりの葉っぱい基金キャラクターびいちゃん ©練馬区

【担当】 練馬区 みどり推進課 協働係（区役所本庁舎 18 階）
〒176-8501 練馬区豊玉北 6-12-1
☎ 03-5984-2418（直通）
✉ MIDORISUISIN04@city.nerima.tokyo.jp

《令和 6 年（2024 年）2 月 1 日発行》